

～介護保険事務所からのお知らせ～

4月から介護サービスの利用料が変わります

平成26年4月1日からの消費税率の変更に伴い、介護サービス利用の際の費用（1割負担部分）が変更となります。引き上げ幅は、約0.63%です。実際の費用の額は、担当ケアマネジャーや施設相談員にお問い合わせください。また、サービス事業所によっては食費や宿泊費等の見直しが行われる場合もありますが、その際はサービス事業所から事前に連絡いたします。

なお、居宅サービスを利用されている方については、要介護区分毎に定められている区分支給限度基準額も引き上げられるため、消費税率の変更に伴いサービスが利用できなくなることはありません。

変更後の区分支給限度基準額

| 要介護区分 | 支給限度基準額 |
|-------|-----------|
| 要支援1 | 5,003 単位 |
| 要支援2 | 10,473 単位 |
| 要介護1 | 16,692 単位 |
| 要介護2 | 19,616 単位 |
| 要介護3 | 26,931 単位 |
| 要介護4 | 30,806 単位 |
| 要介護5 | 36,065 単位 |

★ 利用者負担額：単位数×1円

☆ 保険給付額：単位数×9円

※ 要介護認定を受けている方の被保険者証に記載されている区分支給限度基準額は、4月以降は改定後の基準額に読み替えによる対応となります。（現在お持ちの被保険者証でも要介護認定有効期間内はそのままご利用になれます。）

問い合わせ先 介護保険事務所 保険指導班 TEL. 0187-86-3911